

高齢者交通安全ふれあい世帯訪問事業

直轄事業

実施目的

高齢者の交通事故を抑制するため、高齢者世帯を訪問して交通安全の広報・啓発を推進する。

実施場所 県内各市町村

対象者 高齢者

開始年度 平成9年

予算 776 千円

実施内容

○ 事業内容

交通安全母の会会員等が高齢者世帯を訪問し、訪問先の高齢者に啓発物品等（例：交通安全反射材等及びチラシ）を提供しつつ、夕暮れ時や夜間等における交通事故の注意喚起を図る。〔9月～2月〕
当該世帯訪問に資するため、事前に研修会を行う。〔8月下旬頃〕

○ 実施方法

県と宮城県交通安全母の会連合会の共催事業として、次の役割分担の下で実施する。

《県の役割（上記予算の使途）》

啓発物品等（例:交通安全反射材等及びチラシ）の作成

研修会の企画（日程・会場調整、講師手配、開催案内、資料作成）

《宮城県交通安全母の会連合会の役割》

交通安全母の会会員による高齢者世帯への訪問

※ 母の会未組織の市町にあっては市町職員又は婦人会等に対応

URL

交通安全県民運動

直轄事業

実施目的

県民一人一人が交通安全意識の向上を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、関係機関・団体が協働して、県民総参加による交通安全運動を積極的に推進し、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図る。

実施場所 県内全域

対象者 県民一般

開始年度 平成元年

予算 2410 千円

実施内容

○ 年間運動

子どもと高齢者の交通事故防止運動、歩行者事故防止運動、自転車の安全利用推進運動、全席シートベルト等着用運動、飲酒運転根絶運動、反射材用品着用促進運動、暴走族根絶運動、違法駐車追放運動

○ 期間を定めて行う運動

- ・ 春の交通安全県民総ぐるみ運動（4月6日～4月15日）
- ・ 自転車安全利用推進運動（5月1日～5月31日）
- ・ 夏の交通事故防止運動（7月21日～8月20日）
- ・ 秋の交通安全県民総ぐるみ運動（9月21日～9月30日）
- ・ 夕暮れ時の交通事故防止運動（10月1日～1月31日）
- ・ 冬道の安全運転1・2・3運動（12月1日～2月29日）
- ・ 年末の交通事故防止運動（12月1日～12月31日）

○ 日を定めて行う運動

- ・ マナーアップ強化日（毎月1・15日）
- ・ 自転車交通安全の日（毎月15日）
- ・ 飲酒運転根絶の日（5月22日）
- ・ 飲酒運転根絶運動の日（毎月22日）
- ・ 交通事故死ゼロを目指す日（4月10日、9月30日）

URL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/r8kenminnundou.html>

「セーフティ123」キャンペーン事業

直轄事業

実施目的

県内における交通安全の確保を図るため、県民一人一人が互いに無事故・無違反の達成を目指すことによる正しい交通マナーの習慣付けや、各職域、地域における交通安全に関する活動を通じて、県民総ぐるみ運動として推進している「マナーアップみやぎ」運動の県民への浸透を図る。

実施場所

県内全域

対象者

県内ドライバー（※1）

開始年度

平成6年

予算

1200 千円

実施内容

○ 事業内容

3人でチームを組み、取組期間中（123日間）無事故無違反に取り組む。

メンバー全員が無事故無違反を達成したチームには、抽選で賞品が贈呈されるほか過去の無事故無違反記録に応じてSDカードが送付される。

○ 実施方法

県・県警察・交通安全関係団体で「実行委員会」を組織し、事業を運営

《県の役割（上記予算の使途）》

- ・ 課内に実行委員会事務局を置き事業を運営（実行委員会委員長：県企画部長）
- ・ 負担金（上記予算）の拠出

※ その他の事業財源は、チーム参加料、企業・団体協賛金等

（※1）令和8年5月1日～6月30日（募集期間）

令和8年7月1日～10月31日（実施期間）

（※2）日本の有効な運転免許を保有する方で、主に宮城県内で自動車等を運転する方が対象。

URL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/33safety.html>

高齢者

子ども

中高生

チャイルドシート
シートベルト

啓発運動

調査研究

市民参加

自転車等

反射材

飲酒運転根絶

その他

飲酒運転根絶推進事業

直轄事業

実施目的

飲酒運転根絶に関する県民の意識の高揚を図る。

実施場所

県内全域

対象者

県民一般

開始年度

平成18年

予 算

698 千円

実施内容

- イ 飲酒運転根絶チラシ作成・配布等普及啓発の実施
- ロ 飲酒運転根絶県民大会の開催（令和 8 年 5 月22日）

高齢者

こども

中高生

チャイルドシート
シートベルト啓発運動
イベント

調査研究

市民参加

自転車等

反射材

飲酒
運転
根絶

その他

URL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/insyu.html>

交通事故被害者等救済事業

直轄事業 一部委託事業

実施目的

交通事故被害者やその家族等の福祉の向上を図る。

実施場所 県庁等（※1）

対象者 県民一般

開始年度 昭和42年

予算 9066 千円

実施内容

○ 事業内容

- ①交通事故相談室に交通事故相談員を配置し、交通事故に係る相談業務を実施する（県民サービスセンターからのリモート相談にも対応）。
- ②交通事故に関する専門的な法律相談に対応するため、交通事故相談室において弁護士相談を実施する（県民サービスセンターからのリモート相談にも対応）。

○ 実施方法

- ①交通事故相談員を通年配置。
- ②交通事故相談室に年24回（毎月2回）弁護士を派遣。
- ③交通事故相談室と県民サービスセンター間にWeb会議システムによるリモート相談体制を整備。

（※1）県庁交通事故相談室及び県内6県民サービスセンターで実施。

URL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/jikosoudan.html>

高齢者

子ども

中高生

チャイルドシート
シートベルト

啓発運動

調査研究

市民参加

自転車等

反射材

飲酒
運転
根絶

その他